

横須賀市報

第 1919 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示

- ◇個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について中一部改正..... 15571
- ◇特定計量器の定期検査について..... ”
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... ”
- 公 告
- ◇市民税・県民税・森林環境税ほか3件の督促状の公示送達..... ”
- ◇債権差押調書の公示送達..... 15572
- ◇配当計算書の公示送達..... ”
- ◇交付要求通知書の公示送達..... ”
- ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達..... ”
- ◇開発行為の工事完了について..... ”
- ◇建築基準法の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の認定について..... ”
- 上下水道企業管理規程
- ◇上下水道局事務分掌規程中一部改正..... ”
- ◇上下水道事業管理者の職務代理に関する規程..... 15573
- 上下水道局告示
- ◇上下水道事業管理者不在中の職務代理者について..... ”
- ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について..... ”
- 教育委員会告示
- ◇教育委員会定例会の招集について..... ”
- 農業委員会告示
- ◇農業委員会総会の招集について..... ”

正 誤

告 示

横須賀市告示第172号

平成21年横須賀市告示第127号（個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について）の一部を次のように改正します。
令和7年9月10日
横須賀市長 上地克明
条例第12条の3第1号アに掲げる寄附金の部第2項の表に次のように加える。

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
606	旧	小川町16番の8地先から 小川町11番の17地先まで		メートル 6.0	メートル 200.9
	新	小川町16番の1地先から 小川町11番の1地先まで		11.0~16.0	200.8
673	旧	小川町18番の3地先から 小川町18番の29地先まで		11.0	11.3
	新	小川町18番の3地先から 小川町18番の14地先まで		11.0	54.7

公 告

横須賀市公告第160号（令和7年9月2日） （ 掲 示 済 ）

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法

学校法人三浦学苑 （横須賀市衣笠栄 町三丁目80番地）	同上	令和7年1月1日 から
-----------------------------------	----	----------------

横須賀市告示第173号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施します。
令和7年9月10日
横須賀市長 上地克明

- 検査対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 検査を行う期間、区域及び場所

検査期間	検 査 区 域	検査場所
令和7年11月 4日から令和 8年3月31日 まで	本庁の所管区域のうち坂本町、汐入町、楠ヶ浦町、泊町、猿島、不入斗町、鶴が丘、平和台、汐見台、望洋台及び佐野町（1丁目から4丁目までに限る。）並びに大津行政センター、浦賀行政センター、久里浜行政センター、北下浦行政センター及び西行政センターの所管区域	当該特定計量器の所在場所

- 検査を行う指定定期検査機関
公益社団法人神奈川県計量協会

横須賀市告示第174号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和7年9月10日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和7年9月10日
横須賀市長 上地克明

律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和7年9月2日
横須賀市長 上地克明

年 度	税 目	期 別	発付年月日
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収)	第 3 期 分	令和 7 年 7 月22日
			令和 7 年 8 月12日
		第 4 期 分	令和 7 年 2 月27日
			令和 7 年 7 月22日
令和 7 年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	4 月随時分	令和 7 年 5 月29日
	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和 7 年 7 月29日
		4 月随時分	令和 7 年 5 月29日
		6 月随時分	令和 7 年 7 月29日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分	令和 7 年 6 月30日
		第 2 期 分	令和 7 年 8 月14日
	軽 自 動 車 税 (種 別 割)	全 期 分	令和 7 年 6 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 161 号 (令和 7 年 9 月 2 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 9 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 162 号 (令和 7 年 9 月 2 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかで

ないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 9 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 163 号 (令和 7 年 9 月 2 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 9 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 164 号 (令和 7 年 9 月 2 日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 9 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 7 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 165 号 (令和 7 年 9 月 5 日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 5 日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 7 年 5 月29日 令 7 開第 1 号	令和 7 年 8 月26日 令 7 第10号	横須賀市須軽谷字天王谷 846 番 3 ほか 1 筆	横須賀市小矢部 1 丁目15番 8 号コー ポナカタ 6 号 石 井 延 弘

横須賀市公告第 166 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第86条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象地区内における一敷地内認定建築物以外の建築物を認定したので、同条第 6 項の規定により公告しま

す。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和 7 年 9 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

認 定 番 号	認 定 年 月 日	対 象 区 域	申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名
令 7 第 1 号	令和 7 年 9 月10日	横須賀市本町 2 丁目 1 番10ほか19 筆	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号東京共同会計事務所内 汐入商業開発合同会社 業務執行社員 本 郷 雅 和

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第16号 (令和 7 年 8 月20日 掲 示 済)

上下水道局事務分掌規程（昭和42年横須賀市水道企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月20日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第 5 条を次のように改める。

(代行)

第 5 条 指定された課長は、部長に事故がある場合において、上下水道事業管理者が必要と認めるときは、その事務の一部を代行することができる。

2 前項の課長は、部長代行と称することとする。
附 則
この規程は、公表の日から施行する。

~~~~~  
**横須賀市上下水道企業管理規程第17号** (令和 7 年 8 月20日)  
掲 示 済  
上下水道事業管理者の職務代理に関する規程を次のように定める。  
令和 7 年 8 月20日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋  
上下水道事業管理者の職務代理に関する規程  
(趣旨)

第 1 条 地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第13条第 1 項の規定に基づく上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）の指定等については、この規程の定めるところによる。  
(職務代理の順序)  
第 2 条 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときに管理者の職務を行う職員は、上下水道局経営部長及び技術部長の順序とする。  
(職務代理者の告示)  
第 3 条 管理者は、職務代理者を設置しようとするときは、その職氏名及び設置期間について告示するものとする。ただし、管理者が自ら告示することが困難であると認められるときは、職務代理者がこれを行うものとする。  
(管理者の職名が印刷された文書の取扱い)  
第 4 条 職務代理者の設置時において、既に管理者の職名又は管理者印（上下水道局公印規程（昭和41年横須賀市水道企業管理規程第 4 号）第 2 条第 2 号に規定する管理者印をいう。

以下同じ。）が刷り込まれている文書等で、修正することが容易でないと認められるものについては、これらの文書等の管理者を職務代理者と、管理者印を管理者職務代理者印（上下水道局公印規程第 2 条第 3 号に規定する管理者職務代理者印をいう。）と読み替えるものとする。  
附 則  
この規程は、公表の日から施行する。

## 上下水道局告示

**横須賀市上下水道局告示第35号** (令和 7 年 8 月20日)  
掲 示 済  
令和 7 年 8 月21日から当分の間、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第13条第 1 項及び上下水道事業管理者の職務代理に関する規程（令和 7 年横須賀市上下水道企業管理規程第17号）第 2 条の規定により、次の者が上下水道事業管理者の職務を代理します。  
令和 7 年 8 月20日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋  
横須賀市上下水道局経営部長 中 島 健 吾  
~~~~~

横須賀市上下水道局告示第39号
水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。
令和 7 年 9 月10日
横須賀市上下水道事業管理者職務代理者
横須賀市上下水道局経営部長 中 島 健 吾

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	更新された指定の有 効 期 間
572	株式会社ヤスマラ	安 村 圭 一	相模原市南区相模台四丁目 2 番23号	令和 7 年 8 月14日から 令和12年 8 月13日まで

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第11号 (令和 7 年 9 月 1 日)
掲 示 済
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和 7 年 9 月 1 日
横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡
1 日時 令和 7 年 9 月 4 日午前 9 時30分
2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 9 号 (令和 7 年 9 月 1 日)
掲 示 済
令和 7 年 第 9 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和 7 年 9 月 1 日
横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和
1 日時 令和 7 年 9 月10日午後 4 時
2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
3 会議に付議すべき事項
(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について
(2) 農地法第 3 条の適用を受ける土地に係る買受適格証明について

- (3) 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
(4) 農地法第18条第 6 項の規定による通知書の受理について
(5) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(6) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について

正 誤

令和 7 年 5 月26日付け横須賀市報第1912号 15509 ページ左欄下から 6 行目中
「◇教育委員会定例会の招集について…………… 15520」は
「◇令和 7 年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について…………… 15520」の誤り